

## 図書館政策の動向と図書館経営

長 田 薫  
(浦安市立中央図書館)

### 1. 図書館をめぐる状況

#### (1) 社会の変化

人口減少社会・少子高齢化社会への移行  
小さな政府論・規制緩和  
N P O ・ N G O 等非政府市民組織の増加  
自己判断・自己責任が求められる社会  
情報通信技術の急速な発展にともなう情報リテラシー向上の必要性  
格差社会、とりわけ情報格差の是正・最小化の必要性

#### (2) 行政の変化

社会全体の構造的な変化に直面し、限られた社会的資源の配分について一層の合理性、公平性が求められている  
あたらしい公共・協働という考え方、市民の政府論  
財政問題・地方分権・市町村合併・都市間競争  
均衡発展論の終焉  
指定管理者制度・市場化テスト・P F I ・地方独立行政法人  
政策学・政策科学の発展  
行政評価、自己点検・自己評価の普及  
情報公開・説明責任の広まり  
行政の情報化・電子自治体化の進展

#### (3) 図書館サービスの変化

資料の電子化・電子出版物の収集と提供、ハイブリッド図書館  
図書館サービスのIT化、新しいサービス手法の出現  
書誌情報等検索に関する図書館の相対的優位性の低下  
目的別図書館サービスの顕在化、課題解決型図書館への期待  
行政支援、学校教育支援、ビジネス(地場産業)支援、子育て支援  
医療・健康、福祉、法務情報等  
アウトソーシング化の進行、運営方法の多様化、非正規職員の増加

## 2. 公立図書館及び地方自治に関する政策の経過

年	地方分権・行政改革政策の推移	図書館政策の推移
1995(平7)	「地方分権推進法」公布 「地方分権推進委員会」設置	
1996(平8)	地方六団体分権推進本部、地方分権推進委員会に「国庫補助負担金及び地方税財源について」(図書館建設補助金等の撤廃を掲げる)	生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事・学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」
1997(平9)	「地方分権推進委員会第2次勧告-分権型社会の創造」(館長・司書必置規制の見直し、図書館建設補助金廃止など)	新カリキュラムによる司書講習の開始 地区別研修会の開始 「学校図書館法」改正案成立
1998(平10)	「特定非営利活動促進法」(NPO法)施行 地方分権推進委員会「地方分権推進計画(館長・司書必置規制の見直し)」 公立図書館建設費補助金の廃止	生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)」 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性とその推進方策について-地域の情報化推進拠点として-(報告)」 文部省「通知・通達等の見直しについて(通知)」により「司書及び司書補の職務内容」廃止
1999(平11)	「地方分権一括法」成立 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」公布(PFI法) 「市町村の合併の特例等に関する法律」(旧法)改正施行	「図書館法」一部改正(館長司書資格要件、補助金交付要件などの削除)
2000(平12)	「地方分権一括法」施行	生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について(答申)」 文部省地域電子図書館構想検討協力者会議 「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～(報告)」

年	地方分権・行政改革政策の推移	図書館政策の推移
2001(平13)	「地方分権改革推進会議」設置	<p>「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」文部科学省告示</p> <p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」</p> <p>日本図書館協会「図書館による町村ルネサンスLプラン21」</p>
2002(平14)	「市町村の合併の特例等に関する法律」(旧法)改正施行	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」文部科学省告示
2003(平15)	<p>「地方自治法」の一部改正(指定管理者制度の導入等)</p> <p>「地方独立行政法人法」成立</p> <p>「三位一体の改革」始まる</p>	日本図書館協会「図書館における自己点検・評価等のあり方に関する調査研究」
2004(平16)	<p>「今後の行政改革の方針」閣議決定</p> <p>地方分権改革推進会議最終意見「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」</p> <p>合併三法成立</p>	<p>文部科学省民間資金活用等経済政策推進事業「公立図書館PFI事業化の可能性に関する調査研究」</p> <p>国立教育政策研究所社会教育実践研修センター「図書館及び図書館司書の実態に関する調査研究報告書」</p> <p>文部科学省図書館の情報拠点化に関する調査研究「親と子の読書活動等に関する調査」</p> <p>日本図書館協会「公立図書館の任務と目標改訂版」</p>
2005(平17)	<p>総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」</p> <p>「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)施行</p>	<p>文部科学省図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会「地域の情報ハブとしての図書館 - 課題解決型の図書館を目指して - 」</p> <p>「文字・活字文化振興法」成立</p>
2006(平18)	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(市場化テスト法)成立	<p>文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像(報告)」</p> <p>日本図書館協会「図書館の情報サービスに関する調査報告書」</p> <p>日本図書館情報学会「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」(LIPER)</p>

### 3. 図書館政策の現状

『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』と『これからの図書館像』をモデルに

#### 3 - 1. 『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』

サービス計画の作成、計画的実施、点検、評価の義務化

##### (1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の構成

###### 1 総則

(趣旨、設置、図書館サービスの計画的実施及び自己評価等、資料及び情報の収集・提供等、他の図書館及びその他関係機関との連携・協力、職員の資質・能力の向上等)

###### 2 市町村立図書館

(運営の基本、資料の収集・提供等、レファレンス・サービス等、利用者に応じた図書館サービス、多様な学習機会の提供、ボランティアの参加の促進、広報及び情報公開、職員、開館日時等、図書館協議会、施設・設備)

###### 3 都道府県立図書館

(運営の基本、市町村立図書館への援助、都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク、図書館間の連絡調整等、調査・研究開発、資料の収集・提供等、職員、施設・設備、準用)

##### (2) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について(通知)

###### 1 図書館の設置促進 (略)

###### 2 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、図書館サービスについて、適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、「数値目標」の達成状況等を自ら点検・評価し、その結果を住民に公表するよう努めること。

###### 3 豊かな図書館サービスの展開 (略)

##### (3) サービス計画の作成、計画的実施、点検、評価の義務化

###### 1 総則

###### (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

#### 3 - 2. 『これからの図書館像』 図書館司書の資質・意識改革と図書館の目的の明確化

##### (1) 『これからの図書館像』の構成

- ・ 本文（第1章よびかけ・第2章提案）
- ・ 概要
- ・ 参考資料
- ・ （別冊）実践事例集

(2) よびかけの相手

地方公共団体の首長・議員・職員

図書館の設置者として

図書館が地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政・政策の一層の充実・推進を要請。

図書館の利用者及び連携・協力先として

図書館を活用し、業務に必要な資料・情報を効率的に入手すること、各部局の事業を効果的に実施することを期待。

図書館員

図書館が置かれている危機的状況を認識し、地域の課題解決や住民の問題解決を担う機関となるよう意識改革を図ることが重要。

サービスの点検・評価、資源の見直し再配分、業務計画の策定と計画的実施、住民との協働の推進を要請。

地域住民

図書館が持つ課題解決のための情報提供機能、子どもの読解力育成に果たす役割を認識し、役に立つ図書館となるようサポートを期待。

ボランティアなど図書館の運営に対する積極的な参加を期待。

各種団体・機関

学校

子どもの読書環境、学習環境へ向けて連携・協力を期待。

公的機関

地域の公益的事業に図書館を使うことにより、相乗的效果を期待。

(3) 提案の要点 ・ これからの図書館サービス …… 「役に立つ図書館」へ

図書館活動の意義の理解の促進

レファレンスサービスの充実と利用促進

課題解決支援機能の充実 - 地域の課題解決に向けた取組や、住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報の提供機能を充実させる。

紙媒体と電子資料の組合せによるハイブリッド図書館の整備 - インターネット上に「地域のポータルサイト」を作るなど、ITを活用した情報提供と紙資料の効果的利用を目指す。

多様な資料提供

児童・青少年サービスの充実

他の図書館やその他の機関との連携・協力 - 図書館間及び行政部局、各種団体・機関との連携・協力を進め、図書館がどのように役に立つのかを明確にする。

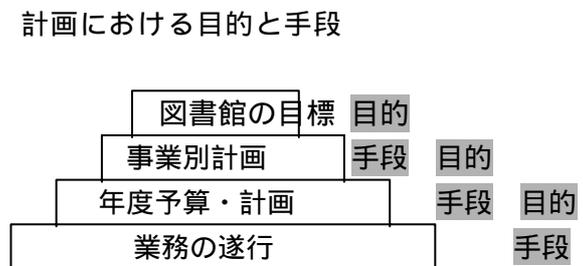
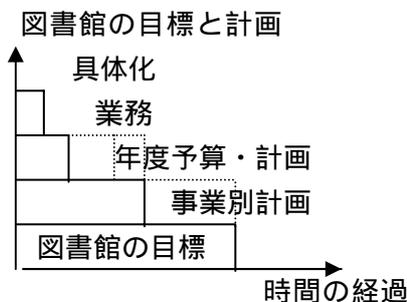
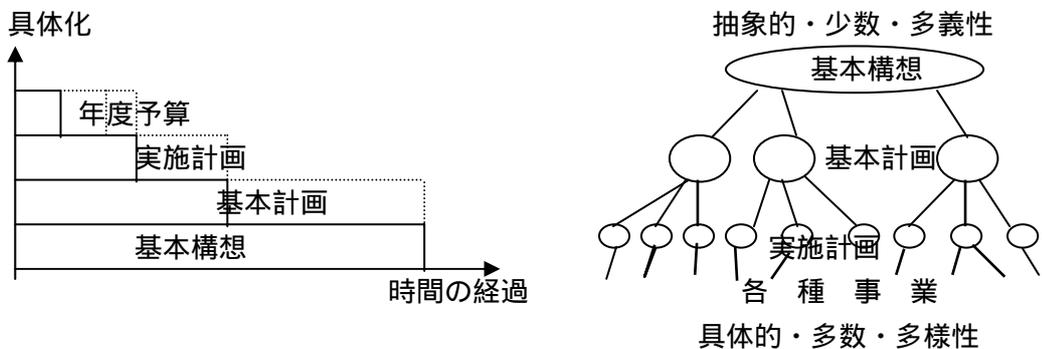
学校との連携・協力 - 子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が一層進むよう、レファレンスサービスや司書教諭への情報提供等の支援を行う。

著作権制度の理解と配慮

- (4) 提案の要点 ・これからの図書館経営 …… 「経営する図書館」へ
- 図書館の持つ資源の見直しと再配分 - 従来の貸出・リクエストサービス等を維持しつつ、これまで不十分であったレファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助等を充実させる。
  - 図書館長の役割
  - 利用者の視点に立った経営方針の策定
  - 効率的な運営方法
  - 図書館サービスの評価 - 政策評価の一環として図書館サービスの必要性、有効性、効率性等の評価を行う。図書館の多様なサービスに対応した評価、アウトカム指標による評価を実施し、その結果を業務改善に結びつける。
  - 継続的な予算の獲得
  - 広報
  - 危機管理
  - 図書館職員の資質向上と教育・研修 - 意識改革と新たに求められる能力の向上に努める。研修や司書の養成課程において行政手法、情報技術、経営能力、専門主題知識を身につける。資格のあり方の見直しを行う。
  - 市町村合併を踏まえた図書館経営
  - 管理運営形態の考え方 - 指定管理者との競争を念頭に具体的な評価基準を例示し、各自治体の実情に即した主体的な判断を期待。
- (5) 『これからの図書館像』の課題
- ・ 司書の資質向上・資格の在り方 - これからの図書館像を実現するためには、司書の資質向上が不可欠であり、司書の研修・養成の在り方を見直す必要がある。
  - ・ 司書の意識改革 - 地域社会の課題や行政施策、地域の情報要求を学び、情報技術や経営能力を身につけ、コスト意識や将来のビジョンを持つことが必要。
  - ・ 図書館サービスの評価指標 - サービスを提供した結果、地域や住民にどのような成果がもたらされたかを示す指標を開発することが必要。
  - ・ 管理運営形態について - 具体的な評価基準により比較検討し、どのような管理運営形態が図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを、各自治体が自ら判断すべき。
  - ・ 総合的な図書館政策 - 文部科学省は図書館種を超えた連携協力を促進し、総合的な図書館政策の立案に努めるとともに、政府の様々な戦略的施策に図書館を位置付けるよう働きかける。
  - ・ 教育基本法改正関連 - 各自治体に義務付けられる教育振興基本計画の策定にあたって、図書館がその基本的な体系に位置付けられるよう努めることが必要。

#### 4. サービス計画の作成、計画的実施、点検、評価の重要性

- (1) 公立図書館をとりまく環境の変化
  - 公立図書館への批判、「公共性」の揺らぎ、アウトソーシング化の進行
  - 図書館（的機能）への社会の期待 常に知識・情報を入手できることが必要であり、そのための社会的サービスが求められている。サービスを担う専門職員への要求が多様化、高度化している
- (2) 現状の分析・評価 計画の立案 実行 評価 次の段階の計画へ
  - 評価（見直し）の重要性、発展のサイクルを作る
  - 年度目標・課題・計画の設定、ひと月・四半期・半期ごとの計画進行状況確認
  - 年度ごとのまとめ・統計・評価、年間計画の具体化、予算化、修正計画
  - 計画最終年度における計画の総括・評価、次期計画の立案
- (3) 担当業務の改善計画から、図書館の年間計画、自治体の実施計画、長期計画へ
  - 図書館の計画・経営は、館長（上司等）だけが考えれば済むものではない
  - 図書館のありようから、担当業務の方法まで、常に問題意識を持つ
  - 大きな計画も、日常の仕事の積み重ねが基盤である
- (4) 自治体行政の課題、政策、計画と図書館
  - 状況把握と計画の実効性確保、行政との整合性、図書館の果たす役割は
  - 自治体の「基本構想」「基本計画」「実施計画」「統計書」「広報」「議会報」等を読む習慣を持つ
  - 国や自治体の政策の大きい流れを把握し、図書館を考える
- (5) 行政計画の構造



## 5. 本日のまとめ

### (1) 図書館をめぐる状況

社会全体の構造的な変化に直面し、限られた社会的資源の配分について一層の合理性、公平性が求められている。情報環境の激変により、読書・調査研究活動における図書館の相対的優位性が揺らいでいる。

### (2) 公立図書館及び地方自治に関する政策の経過

構造改革・規制緩和・行政改革・地方分権等、政治・社会・経済の様々な制度の変化が激しい。この数年間の行政機構の変化を正確に理解、判断し、分権型市民社会に必要とされる資料・情報提供機関のあり方を考える必要がある。

### (3) 図書館政策の現状

『これからの図書館像』は、公立図書館に関する現在の到達点のひとつである。その提案のいくつかでも可能なところから実践し、図書館に対する地域・社会の認識を改め、評価を高めていくよう努力することが重要である。

### (4) サービス計画の作成、計画的実施、点検、評価の重要性

『これからの図書館像』を実現するためには、司書の意識改革と資質向上が不可欠である。それはサービス計画の作成、計画的実施、点検、評価のプロセスを通じて体得することができる。

### (5) 参考文献案内

- ・ 2. 公立図書館及び地方自治に関する政策の経過で提示した文書・法令類の多くは、「図書館年鑑」各年度版に掲載されている。また、インターネットのサイトで公開されている文書等も多い。
- ・ 図書館に関する知識の基礎と発展
  - 「知っておきたい図書館の仕事」エルアイユー 2003.9
  - 「図書館ハンドブック」第6版 日本図書館協会 2005.5
  - 「図書館情報学の地平 50 のキーワード」根本彰 / 他編 日本図書館協会 2005.3
  - 「図書館・情報学研究入門」三田図書館・情報学会 / 編 勁草書房 2005.10
- ・ 地方自治関係これだけは知っておこう
  - 「地方分権」第2版 新藤宗幸 / 著 岩波書店 2002.2
  - 「改革と自治のゆくえ」地方自治職員研修臨時増刊号 75 公職研 2004.3
  - 「地域経営改革！」日本経済研究所調査局 / 編 ぎょうせい 2006.3

### (6) 最後に P R

ステップアップ研修修了者によるメーリングリスト、JLALIST に参加しましょう。JLA メールマガジン購読しましょう。<http://www.jla.or.jp/mailmagazine/index.html>  
研修内容に関して、ご質問・ご意見は [MXJ00527@nifty.com](mailto:MXJ00527@nifty.com) (長田薫) へどうぞ。